全Ｌ協保安３０第５２号
平成３０年１０月９日

正　会　員　　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

道路法等の一部改正に伴う占用物件の維持管理の適正化について（お願い）

この度、「道路法等の一部を改正する法律」が平成３０年９月３０日より施行されました。それに伴い、別添１のとおり同法施行規則の一部も改正され、別添２のとおり、それに関連する事務連絡が発出されています。ＬＰガス販売事業者に関係すると思われる事項の概要を下記に記載いたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対し、周知方よろしくお願いいたします。

記

１．　標記の件が関係するＬＰガス販売事業者

戸建住宅等への小規模導管による集中供給を行い、公道に埋設した導管に関する道路占用許可を有するＬＰガス販売事業者等

２．　主な改正の概要

① 道路占用者の占用物件の維持管理義務を新たに規定

例えば、ＬＰガス販売事業者が公道に対して道路占用許可を有している場合、道路占用者となり、ＬＰガス販売事業者が占用物件（埋設導管）の維持管理の義務が新たに規定された。具体的な維持管理方法としては、液石法に定める定期点検等を実施していることで維持管理をしていると見なすものであり、特段新たな維持管理項目が増える訳ではない。

② 道路管理者の報告徴収・立入検査権限、措置命令権限を新たに規定

道路管理者（行政）が、占用者に対する立入検査や報告徴収等を行う権限が新たに規定された。しかし、報告徴収は定期的に行うものではなく、管理者が必要と認めた場合に占用者に報告要請をすることができることを定めたものである。

３．　改正の背景、目的

近年の道路の陥没事故の一因に、道路への埋設物が挙げられており、その占用者の責任の明確化、占用者に対する管理者（行政）の権限強化をすることで、道路維持管理の向上を図るもの。

以　上

発信手段：メール
保安部：髙木、片岡